

助成金申請の注意事項

以下は助成金申請の際の基本的なルールです。他、詳細は各助成事業の要綱や全ト協などの指導によりま
すので、宮ト協の助成金担当へお問合せください。

- ◆助成対象は、県内の自動車(事業用)・運転者・事業所などです。
- ◆助成対象は、本年度実行するものです(導入・受講・取得・開催・受診・借入・支払など)。
- ◆助成対象の機器などは、全ト協や宮ト協が示した対象一覧にあるものです。毎月のように全ト協で対象の追
加や廃止などの見直しをしており、それを受け、対象一覧を更新して宮ト協ホームページに掲載しています。
- ◆助成対象の機器などの型式や単価は、見積書だけでなく請求書(領収書)にも記載されている必要があります。
なお、本体が助成対象であり、周辺機器や作業など他の額は対象外です。
- ◆助成金申請は主に2種類あります。1つめは、アルコールチェッカーや血圧計などのように、実績報告とし
て一度だけ申請するタイプ。2つめは、ドラレコやデジタコなどのように、事前申請をした上で実績報告を
する2段階申請のタイプ。2段階申請のタイプでは、事前申請を済ませていても、当該年度の2月の指定日
までに実績報告を受理されないと助成金を受け取ることができずに終了となります。実行後は早めの実績報
告をおすすめします。

(助成事業ごと)

- ◆近代化基金融資
事業用自動車購入の場合は、「本借入金」に記載する額は車両代金(架装費も可)とその消費税までです。登録
諸費用は「本借入金」に含めず、「自己資金」や「その他」に記載して下さい。
- ◆グリーン経営認証制度
「審査登録対象事業所一覧表(写)」も添付して下さい。
- ◆安全装置等導入
バックカメラの場合、見積書や請求書には「モニター単体」と「カメラ単体」の両方の型式の記載が必要です。
「モニター単体」と「カメラ単体」が同時導入で助成対象になります。
- ◆衝突被害軽減ブレーキ装着車導入
見積書には「衝突被害軽減ブレーキ」に該当する価格の記載が必要です。「衝突被害軽減ブレーキ」の他は助成
対象外なので、「ふらつき注意喚起装置」「車線逸脱警報装置」など他の装置を含めた額では対象になりません。
- ◆準中型・中型・大型等免許取得
ドラレコやデジタコなどと同様に、国からの補助金が交付されている場合は助成金を交付できません。教育
訓練給付金制度も国の助成金に該当します。
- ◆ドライバー等安全教育訓練
この助成事業も、国等からの補助金が交付されている場合は助成金を交付できません。申請時に誓約書を添
付して下さい。
- ◆SASの入院検査
この助成事業の対象は、当該年度中にSASのスクリーニング検査の助成を受けた運転者です。スクリーニ
ング検査の実績報告時に添付した検査明細書(写)あるいは検査結果一覧(写)を、入院検査の事前申請時にも
添付して下さい。
- ◆適性診断 および 運転経歴に係る証明書◆
適性診断の助成も運転経歴に係る証明書の助成も、上限は宮ト協に届け出ている車両台数と同数の人数とな
ります。